

土 木 工 事

設計変更ガイドライン(案)

令和 4 年 4 月

富 山 市

工事連絡会議土木部会

目次

1	はじめに	1
	◆土木請負工事の特徴.....	1
	◆発注者・受注者の留意事項	1
	◆策定の理由	1
	◆設計変更の現状	2
2	設計変更が不可能なケース.....	3
3	設計変更が可能なケース	4
	◆設計図書に誤り又は脱漏がある場合の手続き	5
	◆設計図書の表示が明確でない場合の手続き	6
	◆設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き.....	7
	◆工事の一時中止を行った場合の手続き	8
	◆設計図書の照査に関連する作業の位置づけ	9
4	設計変更手続きフロー	11
5	関連事項	12
	◆指定・任意の正しい運用	12
	◆入札契約時の契約と初頭の疑義の解決.....	13

1 はじめに

◆土木請負工事の特徴

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その**前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。**

◆発注者・受注者の留意事項

発注者

設計積算にあたって、「土木工事条件明示の手引き(案)」に基づき、記載されている工事内容に関する項目については、**必ず条件明示するよう徹底する。**



受注者

工事の着手にあたって「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」に基づき、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、**発注者と「協議」して進めることが重要である。**

◆策定の理由

予め設計変更業務の改善を図るためには、発注者、受注者が設計変更の課題と留意点について十分理解しておく必要がある。



設計変更における課題と留意点を「土木工事設計変更ガイドライン(案)」としてとりまとめた。

「土木工事条件明示の手引き(案)」・「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」・「土木工事設計変更ガイドライン(案)」をセットで活用し、より一層の円滑な工事の執行を目指す。

1 はじめに

◆設計変更の現状

契約図書に**明示されている事項**

任意仮設等の一式計上されている事項や**設計図書に脱漏又は表示が不明確となっている事項**



契約図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合には、契約書の関連条項に基づき、**設計図書に明示した事項を変更し、併せて金額変更が必要となるケースがある。**

任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に脱漏又は表示が不明確なために、その**変更対応が問題となっているケースがある。**

※契約図書とは、契約書（富山市建設工事請負契約約款を含む）及び設計図書という。設計図書とは、共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、工事数量総括表をいう。

2 設計変更が不可能なケース

◆ 下記のような場合においては、原則として**設計変更できない**。

(尚、災害時等緊急の場合はこの限りではない)

- ◇ 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工を実施**した場合
- ◇ 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工を実施**した場合
- ◇ 「**承諾**」で**施工**した場合
- ◇ 契約約款・共通仕様書に定められている**所定の手続きを経ていない場合**（契約約款第 18 条～24 条、土木工事共通仕様書(富山県土木部)1-1-1-14～1-1-1-16 など）
- ◇ **正式な書面によらない事項**（口頭のみの指示・協議等）の場合

※協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等な立場で合議し、結論を得ることをいう。

※承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者または受注者が書面により同意すること。

3 設計変更が可能なケース

◆ 下記のような場合においては**設計変更が可能**である。

- ◇ 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合**
(ただし、所定の手続きが必要)
- ◇ 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手できない場合**
- ◇ **所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」**によるもの。
(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
- ◇ 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合

ただし、設計変更・先行指示にあたっては、下記事項に留意する。

- ◇ 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- ◇ 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にする。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。)
- ◇ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

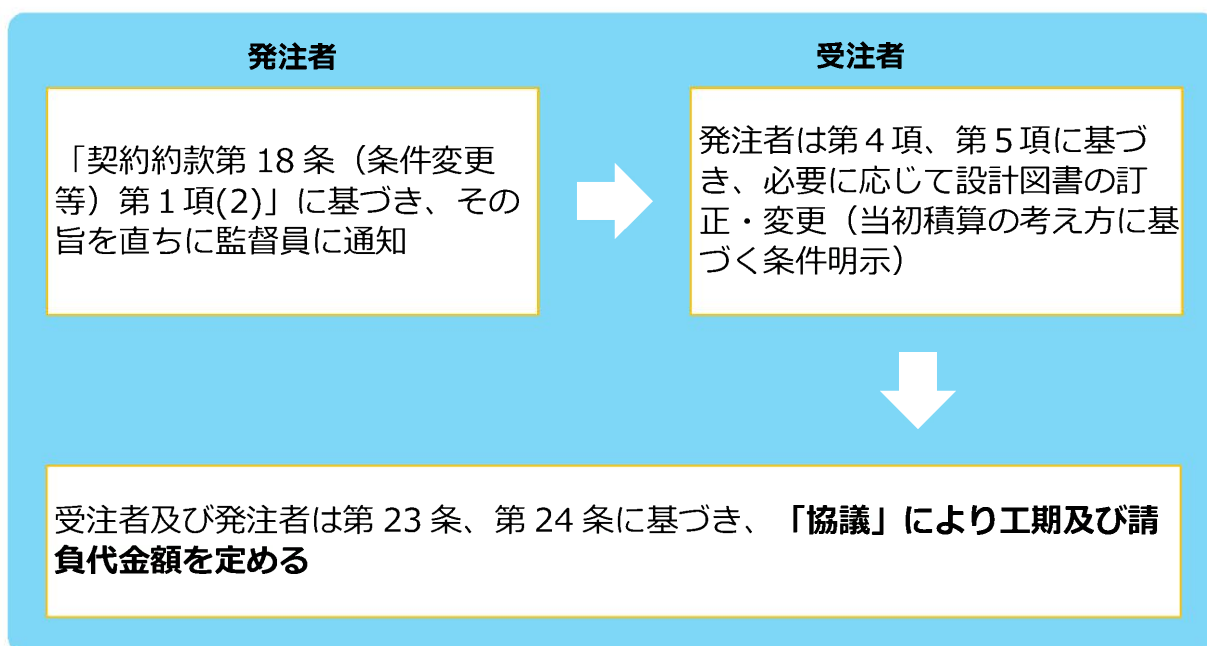
3 設計変更が可能なケース

◆設計図書に誤り又は脱漏がある場合の手続き

(契約約款第 18 条第 1 項 (2))

Ex.

- ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合



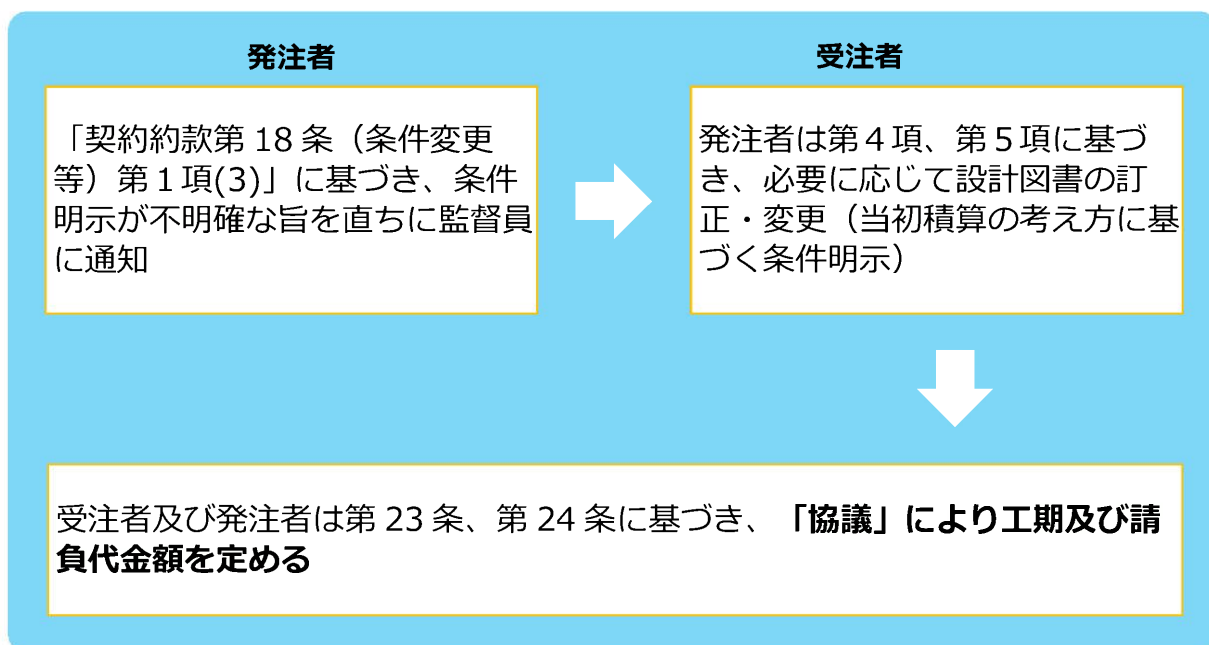
3 設計変更が可能なケース

◆設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(契約約款第 18 条第 1 項 (3))

Ex.

- ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合



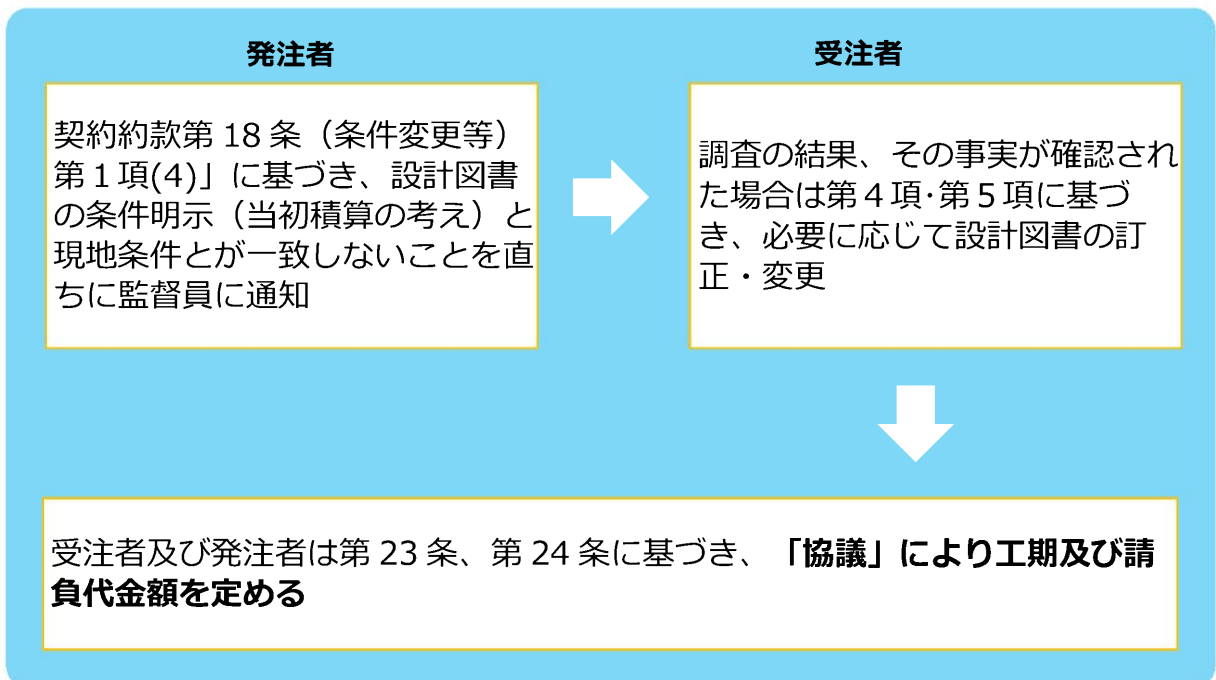
3 設計変更が可能なケース

◆設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(契約約款第 18 条第 1 項 (4))

Ex.

- ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- イ. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ウ. 設計図書に明示された交通整理員の配置人数等が規制図と一致しない場合
- エ. 前項の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- オ. 第 3 者機関等による制約が課せられた場合



3 設計変更が可能なケース

◆工事の一時中止を行った場合の手続き

(契約約款第 20 条)

『工事一時中止に係るガイドライン(案)』を参照

工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない

◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

○増加費用

工事用地等を確保しなかった場合
暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

○損害の負担

発注者に過失がある場合に生じたもの
事情変更により生じたもの
※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もある。

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

※工期の変更に際しては、年度をまたぎ予算の繰り越し手続きが必要にならないか、出水期に近づき再度中止する可能性はないか等、十分留意すること。

■増加の費用の範囲

◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者協議して行う。

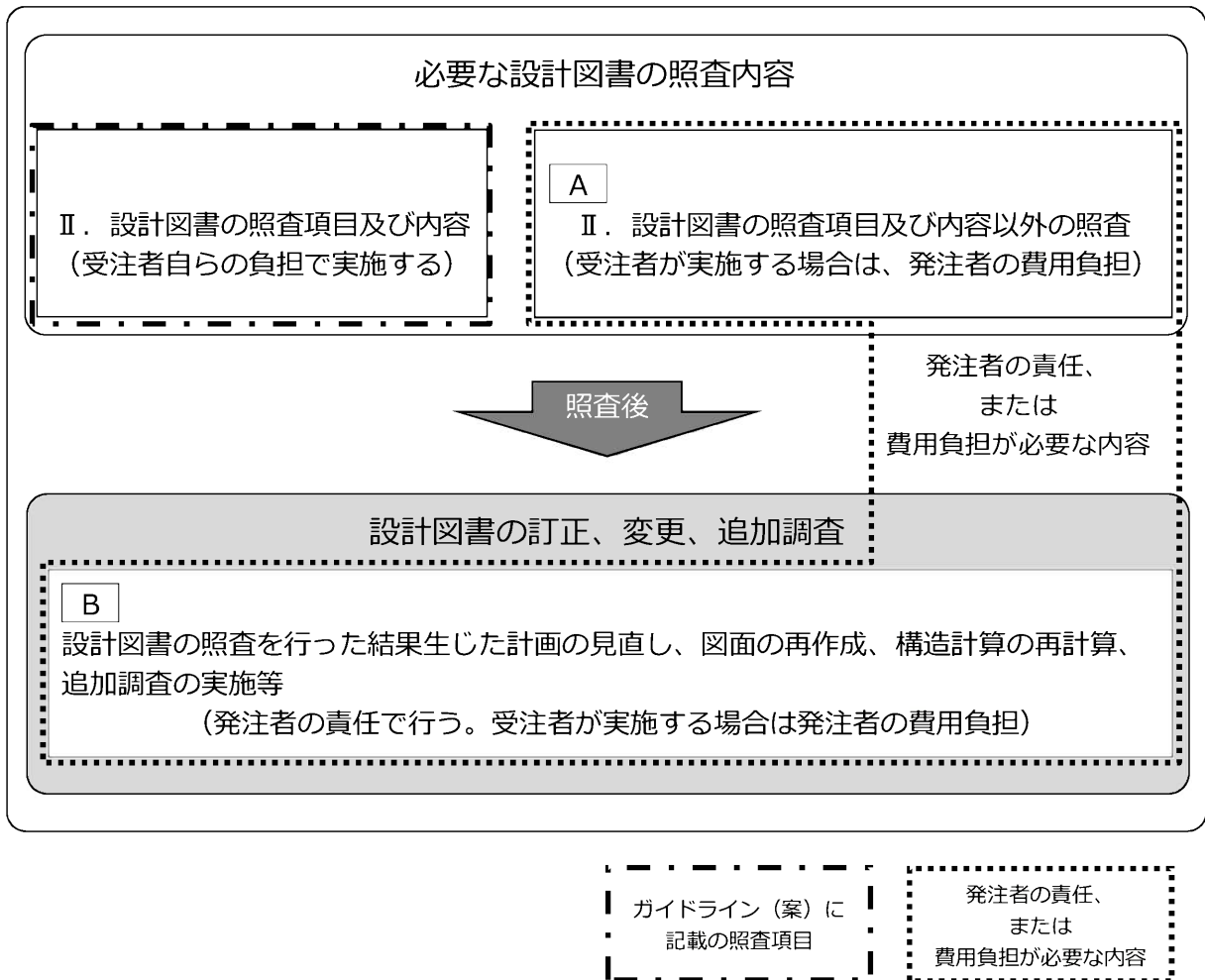
◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。

◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

3 設計変更が可能なケース

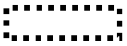
◆設計図書の照査に関連する作業の位置づけ

土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)より



設計変更に必要な資料作成を受注者が実施する場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するための必要な資料の作成について書面により協議し合意を図った後、発注者が具体的な指示を行う。
- ③ 発注者は書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については契約変更の対象とする。

なお、受注者が自らの負担で行う「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられるもの(図  内のA、B)について、次項に具体例を示す。

3 設計変更が可能なケース

A に該当するもの

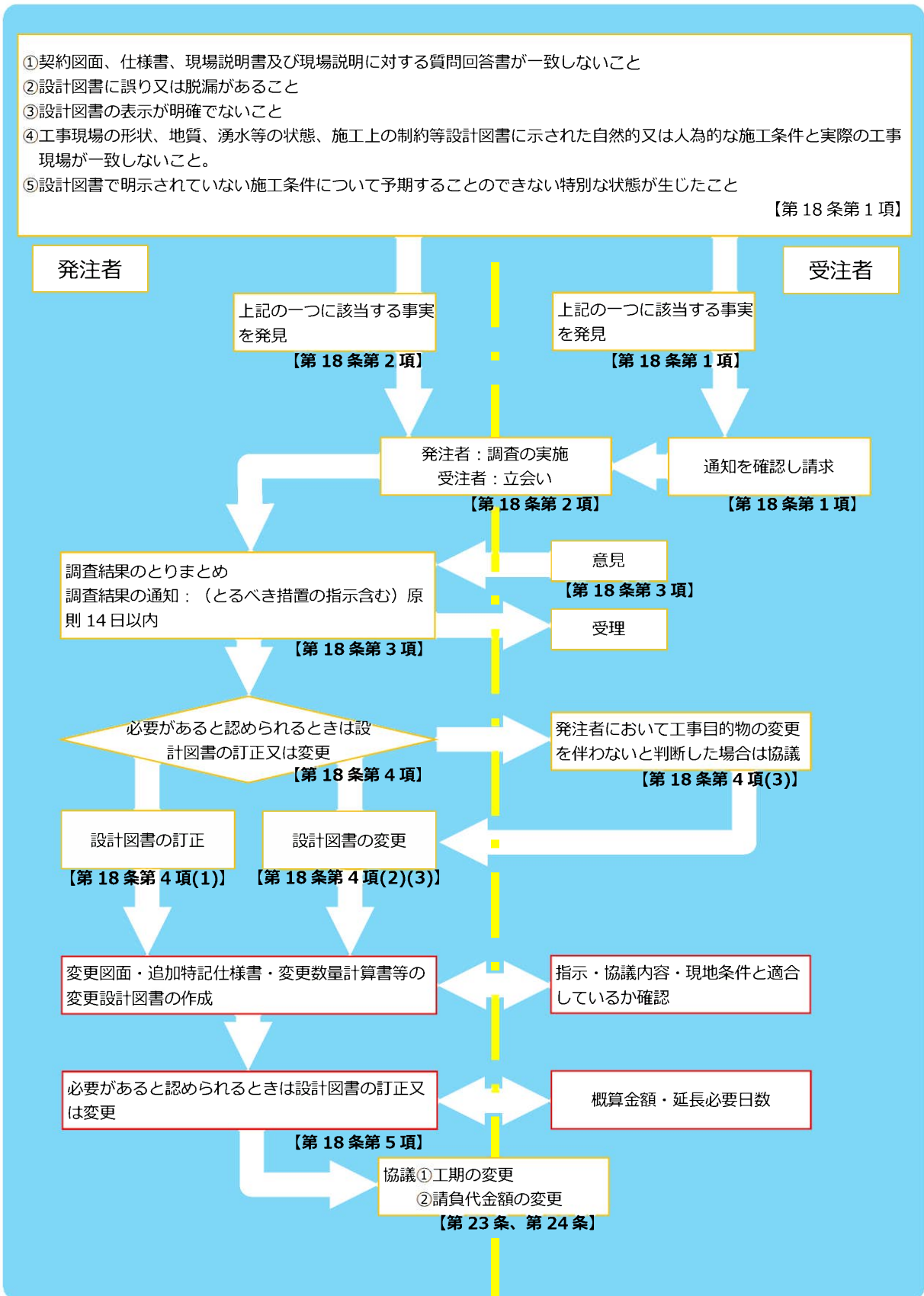
- ① 「設計要領」「各種示方書」等に記載されている対比設計。
- ② 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ③ 発注後に構造物などの設計根拠の見直しやその工事費の算出。

B に該当するもの

- ④ 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ⑤ 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ⑥ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ⑦ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑧ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑨ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑩ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑪ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑫ 舗装修繕工事で土木工事共通仕様書(富山県土木部)「9-14-3-3 路面切削工」「9-14-3-5 切削オーバーレイ工」「9-14-3-6 オーバーレイ工」等に該当する場合、当初の設計図書における縦横断設計にて横断図が
 - ・示されている場合⇒その修正を行うことは照査の範囲を超える。
 - ・示されていない場合⇒発注者の責任または費用負担で縦横断設計を行い、共通仕様書の記載事項は設計照査に含まれる。
- ⑬ 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。
- ⑭ 概略発注工事における構造計算及び図面作成。
- ⑮ 要領等の変更にもなう構造計算及び図面作成。
- ⑯ 照査の結果必要となった追加調査の実施。
 - <例> ・ボーリング調査
 - ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
 - ・トンネル漏水補修工(裏込め注入工)の施工に際し、周辺地域への影響調査
 - ・路床安定処理工における散布及び混合を行う際の粉塵対策
 - ・移設不可能な埋設物対策
 - ・マスコンクリートの温度応力解析及び対策費
- ⑰ 指定仮設構造物の代替案の比較設計資料と変更図、数量計算書の作成。

注1) 適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

4 設計変更手続きフロー



5 関連事項

◆指定・任意の正しい運用

指定・任意については、富山市建設工事請負契約約款第 1 条第 3 項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ◇ 任意については、**その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。**
- ◇ 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても**原則として設計変更の対象としない。**
- ◇ ただし、**設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。**

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、**指定と任意の部分を明確にする**必要がある。

任意については、**受注者が自らの責任で行う**もので、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。**(変更の対象としない)**

発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ、**適切な対応をする**ように注意が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・ ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。
- ・ 標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・ 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、**設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。**

5 関連事項

◆入札契約時の契約と初頭の疑義の解決

契約図書等についての疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズなセ系変更につながることになる。(受注者等への指導)

【入札前】

- ◇ 入札参加者は、この心得、設計図書、仕様書及び公告又は指名通知書を熟覧のうえ、入札しなければならない。ただし、**設計図書等に疑義があるときは**、入札の日の前日（一般競争入札の場合は公告に示した日）まで**関係職員の説明を求めることができる。**

(富山市建設工事等入札心得第2条(入札等))

【契約後】

- ◇ 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(土木工事共通仕様書(富山県土木部)1-1-1-3 など)